

中学公民	現代の民主政治と社会⑤	年 組 番	I問 5点
国 の 政 治 の 仕 組 み ④ (三権分立)	名前		/75

(7)～(15)は「⇒」の前と後に、「国会・内閣・裁判所・国民」の中から選んで書きなさい。

①	法律や政令が合憲か違憲かの最終判断を下す最高裁判所をさす呼び名	けんぽう ばんにん 憲法の番人
②	国会が持っている、法律を定める権限	りっぽうけん 立法権
③	内閣が持っている、国会が定めた法律や予算に基づいて政治を行う権限	ぎょうせいけん 行政権
④	人々の争いごとや犯罪を憲法や法律に基づいて裁く権限	しほうけん 司法権
⑤	権力の集中を防ぐため、②、③、④を独立した機関が担当する制度	さんけんぶんりつ けんりょくぶんりつ 三権分立(権力分立)
⑥	国権の最高機関	こっかい 国会
⑦	内閣総理大臣の指名、内閣不信任の決議	こっかい 国会 ⇒ ないかく 内閣
⑧	国会召集の決定、衆議院の解散決定、国会に対する連帯責任	ないかく 内閣 ⇒ こっかい 国会
⑨	弾劾裁判所の設置	こっかい 国会 ⇒ さいばんしょ 裁判所
⑩	法律の違憲審査	さいばんしょ ⇒ こっかい 裁判所 ⇒ 国会
⑪	最高裁判所長官の指名、その他の裁判官の任命	ないかく 内閣 ⇒ さいばんしょ 裁判所
⑫	命令や規則・処分の違憲・違法審査、行政裁判の実施	さいばんしょ ⇒ ないかく 裁判所 ⇒ 内閣
⑬	選挙	こくみん 国民 ⇒ こっかい 国会
⑭	世論	こくみん 国民 ⇒ ないかく 内閣
⑮	国民審査	こくみん 国民 ⇒ さいばんしょ 裁判所
⑯		
⑰		
⑱		
⑲		
⑳		

中学公民	現代の民主政治と社会⑤	年 組 番	I問 5点
国 の 政 治 の 仕 組 み ④ (三権分立)	名前		/75

⑦～⑯は「⇒」の前と後に、「国会・内閣・裁判所・国民」の中から選んで書きなさい。

①	けんぽう ぱんにん 憲法の番人	法律や政令が合憲か違憲かの最終判断を下す最高裁判所をさす呼び名
②	りっぽうけん 立法権	国会が持っている、法律を定める権限
③	ぎょうせいけん 行政権	内閣が持っている、国会が定めた法律や予算に基づいて政治を行う権限
④	しほうけん 司法権	人々の争いごとや犯罪を憲法や法律に基づいて裁く権限
⑤	さんけんぶんりつ けんりょくぶんりつ 三権分立(権力分立)	権力の集中を防ぐため、立法権、行政権、司法権を独立した機関が担当する制度
⑥	こっかい 国会	国権の最高機関
⑦	こっかい 国会 ⇒ ないかく 内閣	内閣総理大臣の指名、内閣不信任の決議
⑧	ないかく 内閣 ⇒ こっかい 国会	国会召集の決定、衆議院の解散決定、国会に対する連帯責任
⑨	こっかい 国会 ⇒ さいばんしょ 裁判所	弾劾裁判所の設置
⑩	さいばんしょ 裁判所 ⇒ こっかい 国会	法律の違憲審査
⑪	ないかく 内閣 ⇒ さいばんしょ 裁判所	最高裁判所長官の指名、その他の裁判官の任命
⑫	さいばんしょ 裁判所 ⇒ ないかく 内閣	命令や規則・処分の違憲・違法審査、行政裁判の実施
⑬	こくみん 国民 ⇒ こっかい 国会	選挙
⑭	こくみん 国民 ⇒ ないかく 内閣	世論
⑮	こくみん 国民 ⇒ さいばんしょ 裁判所	国民審査
⑯		
⑰		
⑱		
⑲		
⑳		